

議案第38号

守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例案

守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例を、次のように制定する。

令和5年2月15日提出

守口市長 西 端 勝 樹

記

守口市立認定こども園条例の一部を改正する条例

守口市立認定こども園条例（平成27年守口市条例第32号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 前	改 正 後
第1条 略 （時間外保育及び一時預かり事業） 第2条 前条第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び同条第2項に規定する保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育及び当該認定こども園に在籍する同法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもに対する同法第59条第10号に規定する一時預かり事業を行う。 2 略 以下 略	第1条 略 （時間外保育及び一時預かり事業） 第2条 前条第1項に規定する幼保連携型認定こども園及び同条第2項に規定する保育所型認定こども園（以下「認定こども園」という。）は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条第2号に規定する時間外保育及び当該認定こども園に在籍する同法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する同法第20条第4項に規定する教育・保育給付認定子どもに対する同法第59条第10号に規定する一時預かり事業を行う。 2 略 以下 略

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。